

## 第 1 号 議 案

### 定款並びに定款細則改定の件

#### 定款の変更事項および事由書

1. 第 13 条 会員が次の号の一つに該当するときは、理事会の議決により、会長が除名することができる。

- 1) 会費を 1 年以上滞納したとき
- 2) この法人の会員として義務に違反したとき
- 3) この法人の名誉を傷つけまたはこの法人の目的に反する行為のあったとき

とあるのを

第 13 条 会員が次の号の一つに該当するときは、理事現在数および社員現在数の各 3 分の 2 以上の議決により、会長が除名することができる。

- 1) 会費を 1 年以上滞納したとき
- 2) この法人の会員として義務に違反したとき
- 3) この法人の名誉を傷つけまたはこの法人の目的に反する行為のあったとき

と変更する。

事由 会員の除名処分は重い処分であり、法令に基づく適正な学会運営を行うために、指導監督基準に沿って、現在の理事会の議決から、総会において、社員総数の 3 分 2 以上の議決を必要とする規定とする。

2. 第 15 条 この法人に、次の役員をおく。

- 1) 理事 12 名以上16 名以内 (うち会長 1 名、副会長 2 ないし 3 名)
- 2) 監事 2 名

とあるのを

第 15 条 この法人に、次の役員をおく。

- 1) 理事 12 名以上18 名以内 (うち会長 1 名、副会長 2 ないし 3 名)
- 2) 監事 2 名

と変更する。

事由 内外の学協会その他との交渉が増加していることから対外折衝の為の理事 1 名の増員および各方面での本学会の認知度を向上する為に学会自体の普及宣伝、広報の為の理事 1 名の合計 2 名を増員する。

3. 第 19 条 監事は、この法人の業務および財産に関し次の各号に規定する職務を行なう。

- 1) 法人の財産の状況を監査すること

- 2) 理事の業務遂行の状況を監査すること
- 3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること
- 4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集することあるのを

第 19 条 監事は、この法人の業務および財産に関し次の各号に規定する職務を行なう。

- 1) 法人の財産および会計の状況を監査すること
- 2) 理事の業務遂行の状況を監査すること
- 3) 財産および会計の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること
- 4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集することと変更する。

事由 指導監督基準に基づき、学会の適正な運営を行うために変更する。

4 . 第 22 条 この法人の役員任期は 2 年とし、毎年その半数を改選する。理事は重任できないものとする。

- 2 補充または増員した役員任期は前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。
- 4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または、特別の事情のある場合には、その任期中であっても理事現在数および社員現在数の各々その 4 分の 3 以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

とあるのを

第 22 条 この法人の役員任期は 2 年とし、毎年その半数程度を改選する。理事は重任できないものとする。

- 2 補充または増員した役員任期は前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。
- 4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または、特別の事情のある場合には、その任期中であっても理事現在数および社員現在数の各々その 4 分の 3 以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

と変更する。

事由 役員改選は現在 9 名の改選期と 7 名の改選期の年がある。登記に際して、改選時期の違いにより定数の半数と異なる時が生じており、定款上の規定を半数程度にさせていただくと交代人数が半数を 1 名程度前後した場合も、登記上は支障なくなる。

5 . 第 23 条 代議員任期は、2 年とし、重任を妨げない。

とあるのを

(代議員任期、欠員補充、解任および報酬)

第 23 条 代議員の任期は、2 年とし、重任を妨げない。

2 欠員または増員により選任された代議員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 代議員はその任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行なう。

4 代議員が次の各号の一つに該当するときは理事現在数および社員現在数の 4 分の 3 以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

( 1 ) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められたとき

( 2 ) 職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があるとき

5 代議員の報酬は無報酬とする。

と変更する。

事由 これまで代議員の補充、解任、報酬についての規定がなく、公益法人の指導監督基準に基づき、学会の適正な運営を行うため、不備を補強するものである。

6 第 24 条 役員は有給とすることができる。役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。  
とあるのを

( 役員の報酬 )

第 24 条 役員は、有給とすることができる。

2 役員には費用を支弁することができる。

3 前 2 項に関し、必要な事項は理事会の議決を経て、会長が定める。

と変更する。

事由 平成 16 年 6 月文部科学省実地検査指摘事項 公益法人の指導監督基準に基づき、適正な学会運営を行う。既に、平成 16 年 7 月理事会において役員報酬に関する規定を承認、今回定款においても所要の変更を行なうものである。

7 . 第 43 条 暫定予算の規定を追加

( 暫定予算 )

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむをえない事情により予算が成立しないときは会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

規定を追加する。

事由 これまで暫定予算についての規定がなく、今回学会の適正な運営を行うために規定を追加する。

8 . 第 44 条から第 52 条は内容は現行と同じであるが、第 43 条を追加した為、条数が一番づつ繰り上がった。

9. 第 50 条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、これにかわる他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときはこの限りでない。

- ( 1 ) 定款
- ( 2 ) 会員名簿
- ( 3 ) 役員およびその他職員の名簿および履歴書
- ( 4 ) 財産目録
- ( 5 ) 資産台帳および負債台帳
- ( 6 ) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- ( 7 ) 理事会および総会の議事に関する書類
- ( 8 ) 官公署往復書類
- ( 9 ) 収支予算書および事業計画書
- ( 10 ) 収支計算書および事業報告書
- ( 11 ) 貸借対照表
- ( 12 ) 正味財産増減計算書
- ( 13 ) その他必要な書類および帳簿

2 前項第 1 号から第 5 号までの書類、同項第 7 号の書類および同項第 9 号から第 12 号までの書類は永年、第 6 号の帳簿および書類は 10 年以上、同項第 8 号および第 13 号の書類および帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

3 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、および第 9 号から第 12 号までの書類ならびに役員名簿は一般の閲覧に供するものとする。

とあるのを

第 51 条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、これにかわる他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときはこの限りでない。

- ( 1 ) 定款
- ( 2 ) 社員名簿
- ( 3 ) 役員およびその他職員の名簿および履歴書
- ( 4 ) 財産目録
- ( 5 ) 資産台帳および負債台帳
- ( 6 ) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- ( 7 ) 理事会および総会の議事に関する書類
- ( 8 ) 官公署往復書類
- ( 9 ) 収支予算書および事業計画書
- ( 10 ) 収支計算書および事業報告書
- ( 11 ) 貸借対照表
- ( 12 ) 正味財産増減計算書
- ( 13 ) その他必要な書類および帳簿

2 前項第 1 号から第 5 号までの書類、同項第 7 号の書類および同項第 9 号から第 12 号

までの書類は永年、第 6 号の帳簿および書類は 10 年以上、同項第 8 号および第 13 号の書類および帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

- 3 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、および第 9 号から第 12 号までの書類ならびに役員名簿は一般の閲覧に供するものとする。

と変更する。

事由 公益法人の指導監督基準に基づき、適正な運営および情報公開を行うため、会員名簿ではなく、社員名簿の備付、公開を行う。

定款新旧対照表

変更箇所にはアンダーライン

現行定款	新定款案
<p>第 13 条 会員が次の号の一つに該当するときは、<u>理事会の議決</u>により、会長が除名することができる。</p> <p>1) 会費を1年以上滞納したとき</p> <p>2) この法人の会員としての義務に違反したとき</p> <p>3) この法人の名誉を傷つければこの法人の目的に反する行為のあったとき</p>	<p>第 13 条 会員が次の号の一つに該当するときは、<u>理事現在数および社員現在数の各 3 分の 2 以上の議決</u>により、会長が除名することができる。</p> <p>1) 会費を1年以上滞納したとき</p> <p>2) この法人の会員としての義務に違反したとき</p> <p>3) この法人の名誉を傷つければこの法人の目的に反する行為のあったとき</p>
<p>第 4 章 役員、代議員および職員 (役員の種類)</p>	<p>第 4 章 役員、代議員及び職員 (役員の種類)</p>
<p>第 15 条 この法人に、次の役員をおく。</p> <p>1) 理事 <u>12 名以上 16 名以内</u> (うち会長 1 名、副会長 2 ないし 3 名)</p> <p>2) 監事 2 名</p>	<p>第 15 条 この法人に、次の役員をおく。</p> <p>1) 理事 <u>12 名以上 18 名以内</u> (うち会長 1 名、副会長 2 ないし 3 名)</p> <p>2) 監事 2 名</p>
<p>第 19 条 監事は、この法人の業務および財産に関し次の各号に規程する職務を行なう。</p> <p>1) 法人の<u>財産</u>の状況を監査すること</p> <p>2) 理事の業務遂行の状況を監査すること</p> <p>3) <u>財産</u>の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること</p> <p>4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集すること</p>	<p>第 19 条 監事は、この法人の業務および財産に関し次の各号の規定する職務を行なう。</p> <p>1) 法人の<u>財産および会計</u>の状況を監査すること</p> <p>2) 理事の業務遂行の状況を監査すること</p> <p>3) <u>財産および会計</u>の状況または業務の遂行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、総会または文部科学大臣に報告すること</p> <p>4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集すること</p>

現行定款	新定款案
<p>( 役員の任期・欠員補充および解任 )</p> <p>第 22 条 この法人の役員の任期は 2 年とし、毎年<u>その半数</u>を改選する。役員は重任でないものとする。</p> <p>2 補充または増員した役員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。</p> <p>4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または、特別の事情のある場合には、その任期中であっても理事現在数および社員現在数のおのおのその 4 分の 3 以上の議決により、会長がこれを解任することができる。</p>	<p>( 役員の任期・欠員補充及び解任 )</p> <p>第 22 条 この法人の役員の任期は 2 年とし、毎年<u>その半数程度</u>を改選する。役員は重任で着ないものとする。</p> <p>2 補充または増員した役員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。</p> <p>4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または、特別の事情のある場合には、その任期中であっても理事現在数および社員現在数のおのおのその 4 分の 3 以上の議決により、会長がこれを解任することができる。</p>
<p>第 23 条 代議員の任期は、2 年とし、重任を妨げない。</p>	<p>( 代議員の任期、欠員補充、解任および報酬 )</p> <p>第 23 条 代議員の任期は、2 年とし、重任を妨げない。</p> <p>2 <u>欠員または増員により選任された代議員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。</u></p> <p>3 <u>代議員はその任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行なう。</u></p> <p>4 <u>代議員が次の各号の一つに該当するときは理事現在数および社員現在数の 4 分の 3 以上の議決により、会長がこれを解任することができる。</u></p> <p>( 1 ) <u>心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められたとき</u></p> <p>( 2 ) <u>職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない</u></p>

現行定款	新定款案
<p>第 24 条 役員は、有給とすることができる。 <u>役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。</u></p> <p>(事業計画・予算)</p> <p>第 42 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会および総会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届けなければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(決算報告)</p> <p>第 43 条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および正味財産増減計算書ならびに会員の異動状況書とともに監事の意見をつけ、理事会および総会の承認をうけて、毎事業</p>	<p style="text-align: center;"><u>行為があるとき</u></p> <p>5 <u>代議員の報酬は無報酬とする。</u> (役員の報酬)</p> <p>第 24 条 役員は、有給とすることができる。</p> <p>2 <u>役員には費用を支弁することができる。</u></p> <p>3 <u>前 2 項に関し、必要な事項は理事会の議決を経て、会長が定める。</u></p> <p>(事業計画・予算)</p> <p>第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、<u>原則として事業年度開始前に、理事会及び総会の議決を経て、文部科学大臣に届けなければならない。ただ年度開始前に届出できない場合は、事業年度開始後 3 ヶ月以内に、理事会及び総会の議決を経、事業年度開始前に届け出できなかった理由を添付して、文部科学大臣に届け出なければならない。</u>これを変更する場合も同様とする。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第 43 条 <u>前条の規定により、事業年度開始前に予算が成立しないときは会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。</u></p> <p>(決算報告)</p> <p>第 44 条 現行の第 43 条に同じ</p>



現行定款	新定款案
<p>年度終了後3ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。</p> <p>2 この法人の収支予算に収支差額があるときは理事会の議決および総会の承認を受け、その一部または全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。</p> <p>(長期借入金)</p> <p>第44条 この法人が借入しようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会および総会においておのおのその3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(新たな義務の負担等)</p> <p>第45条 第40条ただし書きおよび第44条の規定に該当する場合ならびに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担をし、または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会および総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第46条 この法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。</p> <p>第7章 定款の変更ならびに解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第47条 この定款は理事現在数および社員現在数のおのおのその4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を受けなければ変更することはできない。</p>	<p>(長期借入金)</p> <p>第45条 現行の第44条に同じ</p> <p>(新たな義務の負担等)</p> <p>第46条 第40条ただし書きおよび第45条の規定に該当する場合ならびに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担をし、または権利放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会および総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第47条 現行の第46条に同じ</p> <p>第7章 定款の変更ならびに解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第48条 現行の第47条に同じ</p>

現行定款	新定款案
<p>( 解散 )</p> <p>第 48 条 この法人の解散は理事現在数および社員現在数のおのおのその 4 分の 3 以上の議決を経て、文部科学大臣の許可を受けなければならない。</p>	<p>( 解散 )</p> <p>第 49 条 現行の第 48 条に同じ</p>
<p>( 残余財産の処分 )</p> <p>第 49 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数および社員現在数のおのおのその 4 分の 3 以上の議決を経て文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。</p>	<p>( 残余財産の処分 )</p> <p>第 50 条 現行の第 49 条に同じ</p>
<p>第 8 章 補 則</p>	<p>第 8 章 補 則</p>
<p>( 書類および帳票の備付 )</p>	<p>( 書類および帳票の備付 )</p>
<p>第 50 条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、これにかわる他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときはこの限りでない。</p> <p>( 1 ) 定款</p> <p>( 2 ) 会員名簿</p> <p>( 3 ) 役員およびその他職員の名簿および履歴書</p> <p>( 4 ) 財産目録</p> <p>( 5 ) 資産台帳および負債台帳</p> <p>( 6 ) 収入支出に関する帳簿および証拠書類</p> <p>( 7 ) 理事会および総会の議事に関する書類</p> <p>( 8 ) 官公署往復書類</p> <p>( 9 ) 収支予算書および事業計画書</p> <p>( 10 ) 収支計算書および事業報告書</p>	<p>第 51 条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、これにかわる他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときはこの限りでない。</p> <p>( 1 ) 定款</p> <p>( 2 ) 社員名簿</p> <p>( 3 ) 役員およびその他職員の名簿および履歴書</p> <p>( 4 ) 財産目録</p> <p>( 5 ) 資産台帳および負債台帳</p> <p>( 6 ) 収入支出に関する帳簿および証拠書類</p> <p>( 7 ) 理事会および総会の議事に関する書類</p> <p>( 8 ) 官公署往復書類</p> <p>( 9 ) 収支予算書および事業計画書</p> <p>( 10 ) 収支計算書および事業報告書</p>

現行定款	新定款案
<p>(11) 貸借対照表 (12) 正味財産増減計算書 (13) その他必要な書類および帳簿</p> <p>2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類および同項第9号から第12号までの書類は永年、第6号の帳簿および書類は10年以上、同項第8号および第13号の書類および帳簿は1年以上保存しなければならない。</p> <p>3 第1項第1号、第2号、第4号、および第9号から第12号までの書類ならびに役員名簿は一般の閲覧に供するものとする。</p>	<p>(11) 貸借対照表 (12) 正味財産増減計算書 (13) その他必要な書類および帳簿</p> <p>2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類および同項第9号から第12号までの書類は永年、第6号の帳簿および書類は10年以上、同項第8号および第13号の書類および帳簿は1年以上保存しなければならない。</p> <p>3 第1項第1号、第2号、第4号、および第9号から第12号までの書類ならびに役員名簿は一般の閲覧に供するものとする。</p>
<p>(細則) 第51条 この定款施行についての細則は、理事会および総会の議決を経て別に定める。</p>	<p>(細則) 第52条 現行の第51条に同じ</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(1) 従来日本オペレーションズ・リサーチ学会に属した会員および権利義務の一切は、この法人で継承する。</p> <p>(2) 第16条の規程にかかわらずこの法人設立当初の理事および監事は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理事(会長) 小野勝次 (名古屋大学名誉教授)</p> <p>〃 (副会長) 近藤次郎 (東京大学 工学部)</p> <p>〃 ( 〃 ) 三上 操 (九州大学 理学部 )</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(1) から (8) まで現行に同じ</p>

現行定款	新定款案
<p>理事（副会長）横山勝義 （川崎重工業株）</p> <p>〃（庶務）川野幸三郎 （東亜燃料工業株）</p> <p>〃（ 〃 ） 刀根 薫 （慶應義塾大学 工学部）</p> <p>〃（ 〃 ）横井 満 （日本電信電話公社）</p> <p>〃（国際）海辺不二雄 （東京芝浦電気株）</p> <p>〃（研究）高橋馨郎 （早稲田大学生産研）</p> <p>〃（ 〃 ） 竹内 啓 （東京大学 経済学部）</p> <p>〃（編集）青山博次郎 （統計数理研究所）</p> <p>〃（会計）千住鎮雄 （慶應義塾大学 工学部）</p> <p>〃（無任所）池浦孝雄 （南国産業株）</p> <p>〃（ 〃 ） 卜部舜一 （千葉工業大学 工学部）</p> <p>〃（ 〃 ） 松富武雄 （近畿大学 工学部 ）</p> <p>〃（ 〃 ） 本告光男 （中部電力株）</p> <p>監事 奥村誠次郎 （亜細亜大学）</p> <p>〃 山口 襄 （東芝ベックマン株）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>ただし、 印は任期 1 年</p> <p>（ 3 ） 本定款は、昭和 48 年 11 月 7 日一部改訂した。</p>	

現行定款	新定款案
<p>(4) 本定款は、昭和 50 年 11 月 6 日一部改訂した。</p> <p>(5) 本定款は、文部大臣の認可のあった日(昭和 56 年 8 月 19 日)から施行し、昭和 57 年度から適用する。</p> <p>(6) 本定款は、文部大臣の認可のあった日(昭和 62 年 8 月 3 日)から施行し、昭和 62 年度から適用する。</p> <p>(7) 本定款は、文部大臣の認可のあった日(平成 11 年 6 月 30 日)から施行し、平成 12 年度から適用する。</p> <p>(8) 本定款は、文部科学大臣の認可のあった日(平成 14 年 5 月 30 日)から施行し、平成 14 年度から適用する。認可された時点の評議員は新しい定款第 20 条の規程にかかわらず代議員となる。その場合の任期は、第 23 条の規程にかかわらず平成 16 年度の総会までとする。</p>	<p>(9) 本定款は文部科学大臣の認可のあった日(平成 17 年 月 日)から施行、平成 17 年度から適用する。</p>

## 定款細則改定について

### 1. 定款改定案に基づき、理事増員となり、理事の会務の改定を行う。

現行 第 12 条 役員は以下の会務を分担する。

#### 理 事

会 長（定数 1） 法人の代表、会務の総理  
副会長（定数 3） 企画・調整・統合  
庶 務（定数 2） 組織管理・人事・会議・文書・設備・総会  
国 際（定数 1） IFORS 等国際交流  
研 究（定数 2） 研究・教育・研究受託・研究発表会  
編 集（定数 2） 会誌・出版・広告  
会 計（定数 1） 会 計  
無任所（定数 4）\* 理事会の決定による特別な会務

監 事 （定数 2） 定款第 19 条に定める職務

注\*うち 2 名は支部所属会員とする。

会務分担は理事会で変更することができる。

変更箇所はアンダーライン

新 第 12 条 役員は以下の会務を分担する。

#### 理 事

会 長（定数 1） 法人の代表、会務の総理  
副会長（定数 3） 企画・調整・統合  
庶 務（定数 2） 組織管理・人事・会議・文書・設備・総会  
国 際（定数 1） IFORS 等国際交流  
研 究（定数 2） 研究・教育・研究受託・研究発表会  
編 集（定数 2） 会誌・出版・広告  
会 計（定数 1） 会 計  
広 報（定数 1） ホームページの運営、広報活動  
涉 外（定数 1） 他学会・他学協会との連携  
支 部（定数 1） 支部活動、本部及び支部相互の連携  
無任所（定数 3） 理事会の決定による特別な会務

監 事 （定数 2） 定款第 19 条に定める職務

注 無任所理事のうち 2 名と支部理事は支部所属会員とする。

会務分担は理事会で変更することができる。

### 2. 広報理事の創設に伴い常設委員会の増設

第 26 条 常設の委員会は次のとおりとする。

現行 1) 編集 2) 表彰 3) IAOR 4) 研究普及 5) OR 事典編集 6) 国際  
新 1) 編集 2) 表彰 3) IAOR 4) 研究普及 5) OR 事典編集 6) 国際

#### 7) 広報

### 平成 17 年度事業計画

日本オペレーションズ・リサーチ学会は、1957 年 6 月 15 日に設立され、本年度で 48 年目となり、2007 年には創立 50 周年を迎えようとしている。この間、広範囲に分化した活動分野には豊富な人材が活動し、各専門分野には益々高度な知的資産が蓄積されてきた。しかしながら、最近、オペレーションズ・リサーチに対する社会の評価の低迷、会員数の減少傾向、財政規模の縮小傾向の問題が顕在化しているのも事実である。

この 3 年間、基本問題検討委員会の答申に基づき、評議員から代議員への制度の変更、会員の各種特典制度の設立、支部予算の交付制度の改革、インターネット基盤の整備と充実等の施策が実施されてきたが、未だ根本的解決に至っていない。

本年度は、創立 50 周年記念事業の準備等の新たな取組みに着手するとともに、学会を益々魅力あるものにし、会員が積極的に活動できる環境を充実させるため、広く会員の声を聞き、昨年度まで実施した施策の成果を見つつ、更に実施すべき施策等について、各種委員会において検討してゆく。

平成 17 年度における事業計画の概要は以下の通りである。

#### ・事業の概要

##### 1．研究発表会（定款第 5 条 1 号）

研究発表会を春秋 2 回開催する。

###### （1）春季研究発表会

期 日：3 月 16 日、17 日

場 所：東京農工大学（東京都小金井市）

特別テーマ：共生社会と OR

###### （2）秋季研究発表会

期 日：9 月 14 日、15 日

場 所：神戸学院大学（兵庫県神戸市）

特別テーマ：ユビキタス社会と OR

見学会：9 月 16 日

##### 2．シンポジウム（定款第 5 条 1 号）

シンポジウムは以下の通り開催する。

###### （1）第 53 回シンポジウム

期 日：3 月 15 日

場 所：東京農工大学（東京都小金井市）

テーマ：都市の OR

###### （2）第 54 回シンポジウム

期 日：9 月 13 日

場 所：神戸学院大学（兵庫県神戸市）

テーマ：マネジメント再考と OR

- (3) 第17回 RAMP シンポジウム  
期 日：10月20日、21日  
場 所：シティ弘前ホテル（青森県弘前市）

### 3. 普及活動（定款第5条1号）

- (1) 研究意欲の増進、最新知識情報の吸収を意図し、講演会を開催する。（各支部1回以上）
- (2) オペレーションズ・リサーチの普及の一助として、また事業としての位置づけに配慮した OR セミナー（講習会）を3回開催する。
- (3) 賛助会員の増強を図ると共に支部活動の活性化に寄与するため、OR 企業フォーラムを3回開催する。
- (4) 賛助会員の増強を図ると共に、企業内での OR 実施例に対する社会の認知を高めるため、企業事例交流会を開催する。（年2回）

### 4. 刊行物（定款第5条2号）

次の刊行物を発行する。

- (1) 機関誌「オペレーションズ・リサーチ」(12号)
- (2) 和文論文誌「日本オペレーションズ・リサーチ学会和文論文誌」(1号)
- (3) 英文論文誌「Journal of the Operations Research Society of Japan」(4号)  
日本オペレーションズ・リサーチ学会論文誌
- (4) 研究発表会アブストラクト集（2回）
- (5) シンポジウム予稿集（2回）・セミナーテキスト（3回）
- (6) 研究部会活動結果の報文集等

### 5. 日本学術会議および他学協会との連携・協力（定款第5条3号）

- (1) 日本学術会議人工物設計・生産研究連絡委員会経営管理工学専門委員会に委員を派遣し、その活動に参画する。
- (2) 日本学術会議経営工学研究連絡委員会及び人工物設計・生産研究連絡委員会経営管理工学専門委員会と経営工学関連学協会が共催する第21回 FMES・研連シンポジウムの実行委員会に委員を派遣する。
- (3) 日本技術者教育認定機構（JABEE）に参画し、グループ加盟している経営工学関連学会協議会（FMES）と共に、経営工学部門の審査に積極的に取り組む。なお、昨年に引き続き、FMESの事務局を当学会で担当する。
- (4) (社)日本工学会の活動に協力し、その他関連学協会との交流を積極的に進める。
- (5) 横断型基幹科学技術研究団体連合に理事を派遣するなど積極的に活動に参加する。代議員に涉外担当の水野理事、理事に今野浩氏（現会長）、鈴木久敏氏（元理事）、分科会、委員会に委員を派遣する。

### 6. 国際協力・交流（定款第5条3号）

- (1) IFORS (International Federation of Operational Research Societies) を通じて、各国の OR 学会との交流、協力を図る。
- (2) APORS (Association of Asian-Pacific Operational Research Societies) を通じて、特に事務



局長選出学会としてアジア・太平洋地域の OR の発展と加盟学会間の情報交換に積極的に協力する。

( 3 ) IAOR ( International Abstracts in Operations Research ) の編集、発行に協力し、日本の文献抄録を送付するとともに、IAOR の国内頒布に協力する。

( 4 ) APJOR ( Asia-Pacific Journal of Operational Research ) の編集、頒布に協力をする。

( 5 ) EJOR ( European Journal of Operational Research ) の編集、頒布に協力をする。

( 6 ) 海外からの OR 関係来訪者に応接する。

## 7. 研究部会・研究グループ ( 定款第 5 条 4 号 )

### ( 1 ) 研究部会

次の 16 研究部会を設置する。必要に応じて予算限度内での追加発足を認める。

#### ア. 常設 ( 5 研究部会 )

「待ち行列」	主査:山下英明	(東京都立大学)
「OR/MS とシステム・マネジメント」	主査:山田善靖	(東京理科大学)
「数理計画(RAMP)」	主査:藤重悟	(京都大学)
「評価の OR」	主査:刀根薫	(政策研究大学院大学)
「統合オペレーション」	主査:梅沢豊	(大東文化大学)

#### イ. 継続 ( 7 研究部会 )

「アルゴリズム」	主査:岩田覚	(東京大学)
「意思決定と OR」	主査:前田隆	(金沢大学)
「ゲームと実験」	主査:武藤滋夫	(東京工業大学)
「AHP の世界」	主査:木下栄蔵	(名城大学)
「21 世紀モノ造りマネジメント」	主査:伊呂原隆	(上智大学)
「世界のインフラストラクチャー」	主査:栗田治	(慶應義塾大学)
「不確実性理論の経営科学への応用」	主査:蔵野正美	(千葉大学)

#### ウ. 新設 ( 4 研究部会 )

「経営・教育と OR」	主査:椎原正次	(大阪工業大学)
「サプライチェーンネットワーク」	主査:高井英造	(フレームワークス)
「食糧・環境問題における数理的手法」	主査:伊藤健	(流通科学大学)
「マーケティング・インテリジェンス」	主査:中川慶一郎	(NTT データ)

### ( 2 ) 研究グループ

必要に応じて追加発足を認める。

## 8. 表彰 ( 定款第 5 条 5 号 )

文献賞、実施賞、普及賞、業績賞、事例研究賞および学生論文賞の選考・表彰を行う。

## 9. 広報活動 ( 定款第 5 条 6 号 )

学会の広報活動の重要性に鑑み、16 年度まで情報コミュニケーション委員会において進めてきたホームページの刷新などの取組みを引き継ぎ、さらに拡大するため、17 年度は Web コンテンツの一層の充実、論文等の電子化 ( CD 化 ) 検討、会員データベースシステム再構築に向けての検討などを進める。

- ( 1 ) ホームページを学会の情報発信のベースと位置づけ、コンテンツの充実を図る。具体的には、現在の情報伝達型から、利用者との双方向利用型へと進化を図る。これにより、入会申し込み、研究発表会への発表申し込み、出版物への投稿、出版物（大会予稿集など）のデータベース化、コンサルティング活動などの PR を実現できるようにする。
- ( 2 ) ホームページを使って情報開示を積極的に進める。

10. 支部活動（定款第 5 条 6 号）

各支部において、研究会、講演会、見学会等を企画し実施するほか、会員増強についても配慮する。支部財政のあり方についての検討を加える。

11. 公益活動（定款第 5 条 6 号）

( 1 ) 受託研究

官公庁、財団等の公的機関からの委託研究を積極的に受託するように努める。

( 2 ) 普及活動

高校生・一般市民に対する OR の普及活動を推進する。

12. その他（定款第 5 条 6 号）

( 1 ) 基本問題検討委員会の答申を受けて、早急に具体策を検討し、可能な施策から実行に移すよう努力する。

( 2 ) 財政基盤の安定化に努めるとともに、事務局の OA 化に配慮する。

## 収 支 予 算 書

平成17年3月1日から平成18年2月28日

1. 一般会計

(単位:円)

1) 収入の部			予 算 額 A	前年度予算額 B	差 異 B - A	備 考
勘 定 科 目	大 科 目	中 科 目				
基本財産運 用収入						
		基本財産利息収 入	10,000	10,000	0	
入会金収入						
		正会員入会金収 入	120,000	120,000	0	
		学生会員入会金 収入	60,000	60,000	0	
会費収入						
		正会員会費収入	31,246,400	31,936,500	690,100	
		学生会員会費収 入	1,335,000	1,335,000	0	
		賛助会員会費収 入	8,609,000	9,273,000	664,000	
事業収入						
		会誌頒布収入	5,400,000	5,400,000	0	
		研究発表会収入	5,000,000	5,000,000	0	
		シンポジウム収 入	1,600,000	1,700,000	100,000	
		セミナー収入	1,500,000	1,500,000	0	
		資料等頒布収入	300,000	300,000	0	
		I A O R 収入	340,000	418,000	78,000	
		E J O R 収入	480,000	414,000	66,000	
		A P J O R 収入	144,000	92,500	51,500	
		受託研究収入	1,000,000	1,000,000	0	
その他収入						
		論文投稿掲載料 収入	1,125,000	1,125,000	0	
		広 告 収 入	4,500,000	5,000,000	500,000	
		受 取 利 息	20,000	100,000	80,000	
		名 簿 収 入	20,000	1,500,000	1,480,000	
		O R 事 典 収 入	0	0	0	
		事務委託収入	270,000	150,000	120,000	

勘 定 科 目			予 算 額	前年度予算額	差 異	備 考
大 科 目	中 科 目	小 科 目	A	B	B - A	
	退職給与引当金		0	0	0	
	取崩収入					
	記念事業引当金		0	0	0	
	取崩収入					
	表彰事業引当金		1,000,000	100,000	900,000	
	取崩収入					
	国際協力引当金		0	0	0	
	取崩収入					
	OA化引当金取崩収入		0	500,000	500,000	
	別途引当金取崩収入		5,503,904	6,493,714	989,810	
	雑 収 入		400,000	800,000	400,000	
当 期 収 入 合 計			69,983,304	74,327,714	4,344,410	
前期繰越収支差額			5,153,220	20,153,220	15,000,000	
収 入 合 計			75,136,524	94,480,934	19,344,410	
2) 支出の部						
勘 定 科 目			予 算 額	前年度予算額	差 異	備 考
大 科 目	中 科 目	小 科 目	A	B	B - A	
事業費	研究発表会					
		開 催 費	3,620,000	3,620,000	0	
		印 刷 費	1,380,000	1,380,000	0	
	印刷製本費					
		機 関 誌	9,500,000	10,000,000	500,000	
		論 文 誌	2,500,000	2,800,000	300,000	
		報 文 集	0	0	0	
		印 刷 費	150,000	40,000	110,000	
	国際協力費					
		IFORS 会 費	330,000	408,000	78,000	
		IAOR 購 入 費	350,000	407,000	57,000	
		EJOR 購 入 費	470,000	406,000	64,000	
		APJOR 購 入 費	150,000	63,000	87,000	
		APORS 関 係 費	100,000	300,000	200,000	
	研究活動費					
		シンポジウム開催費	1,600,000	2,000,000	400,000	
		セミナー開催費	1,050,000	1,275,000	225,000	

勘 定 科 目			予 算 額	前年度予算額	差 異	備 考
大 科 目	中 科 目	小 科 目	A	B	B - A	
		OR企業 フォーラム	900,000	900,000	0	
		研究部会費	720,000	720,000	0	
		支部費	1,642,920	2,283,610	640,690	
	表彰事業費		1,460,000	457,000	1,003,000	一括購入
	会議費		200,000	400,000	200,000	
	旅費交通費		500,000	750,000	250,000	
	通信運搬費		5,500,000	6,000,000	500,000	
	諸謝金		1,600,000	1,600,000	0	
	給料手当		8,750,000	0	8,750,000	1/2管理費から振替
	臨時雇賃金		1,500,000	0	1,500,000	管理費から移管
	消耗品費		400,000	400,000	0	
	受託研究支出金		1,000,000	1,000,000	0	
	FMES・研連関係費		500,000	500,000	0	
	名簿作成費		0	1,500,000	1,500,000	
	雑費		20,000	17,720	2,280	
管 理 費						
	家賃		3,750,384	3,750,384	0	
	共益費		1,630,000	1,630,000	0	
	事務用品費		100,000	100,000	0	
	会議費		500,000	800,000	300,000	
	旅費交通費		2,000,000	2,000,000	0	
	通信費		1,300,000	1,300,000	0	
	印刷費		600,000	600,000	0	
	消耗品費		100,000	200,000	100,000	
	OA化準備費		200,000	500,000	300,000	
	リース料		600,000	600,000	0	
	修繕費		50,000	50,000	0	
	給料手当		8,750,000	17,500,000	8,750,000	1/2管理費へ
	福利厚生費		2,500,000	2,500,000	0	
	臨時雇賃金		0	2,000,000	2,000,000	事業費へ
	退職金		0	0	0	
	保険料		10,000	50,000	40,000	
	負担金		50,000	110,000	60,000	
	支払手数料		270,000	230,000	40,000	

勘 定 科 目			予 算 額	前年度予算額	差 異	備 考
大 科 目	中 科 目	小 科 目	A	B	B - A	
	租 税 公 課		80,000	80,000	0	
	退職給与引当金		200,000	200,000	0	
	繰入					
	雑 費		100,000	100,000	0	
	損 金		800,000	800,000	0	
	消費税仮払金		500,000	0	500,000	
当 期 支 出 合 計			69,983,304	74,327,714	4,344,410	
次期繰越収 支差額			5,153,220	20,153,220	15,000,000	
支 出 合 計			75,136,524	94,480,934	19,344,410	

名誉会員推薦の件

被推薦者氏名

1. 小笠原 暁（前OR学会会長）